

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の主体の名称

江津市

2 構造改革特別区域の名称

GO▶GOTSU！リキュール特区

3 構造改革特別区域の範囲

江津市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢・気候

江津市(以下、本市という。)は、島根県のほぼ中央部に位置している。平成 16 年に邑智郡桜江町を編入し、面積は 268.24 km²と島根県内8市の中で最小である。市の中心部を流れる江の川は、中国地方最大の流域面積を持つ川で、河川延長が 194.0km(島根県内 91.3km)あり、広島県山県郡北広島町を水源として八戸川をはじめとした数々の河川と合流し、本市を河口として日本海へ注いでいる。気温・降水量ともに穏やかで、山陰型気候のなかでも比較的北九州気候に近く、冬季の積雪も一部山間地域を除いてはほとんどなく、温和な気候である。

(2) 人口

本市の 2020 年3月 31 日現在住民基本台帳登録者数は人口 23,251 人、世帯数 11,500 世帯となっている。

本市の人口は昭和 22 年(1947 年)の 47,057 人をピークに半世紀以上にわたって減少が続いており、平成 27 年の国勢調査では 24,468 人となっている。高齢化率は全国、島根県を上回る水準で進行しており、平成 27 年(2015 年)の高齢化率は 36.5%(島根県: 32.5%)となっている。また、人口構成をみると、20～30 歳代が他の年代に比べて少なく、中でも 20 歳代前半が最も少なくなっている。

(3) 産業・経済

本市の産業は、江の川の豊かな水を活かしたパルプ工場や、良質な粘土層に恵まれていることから日本三大瓦のひとつ「石州瓦」や石見焼きなどの窯業が産業の一翼を担ってきた。近年では経済不況のあおりを受け、瓦産業の衰退が懸念される一方、市内工業団地への企業誘致施策が功を奏し、新規企業の進出や工場・設備の増設などが進み、雇用の場を創出している。

平成 27 年の国勢調査によると、就業者の産業別構成比は第1次産業が 5.2%、第2次産業が 25.4%、第3次産業が 69.5%となっており、産業構造の第3次産業化が進んでい

る。

【農業】

本市では、江の川沿いの肥沃な土地を活かし、桑、ゴボウ、白ネギなどが生産されており、中でも、有機農業は県内でも先進的に取り組まれている。近年では苔、はちみつ、高糖度トマトなどの新たな作物の栽培も進んでいる。

平成 27 年には「江津市6次産業創造戦略会議」を発足。生産者が農林水産物の生産から加工・流通・販売にも一体的に取り組む従来の6次産業化に加え、一次産業、二次産業及び三次産業の事業者が相互補完しながら連携する広義の6次産業化を推進するため、官民が連携した取り組みを進めている。

しかしながら、本市の農業者の約8割が個別農家であり、農業従事者の高齢化や後継者不足に伴い、農地の遊休化や農村集落の維持、継続が困難になることが懸念される。このため、地域の新たな担い手の確保と受け入れのための環境整備が課題となっている。

参考:市内農産物生産量(令和元年度実績)

桑	はちみつ	ブルーベリー
140t/年	4t/年	50kg/年

【創業、起業】

本市では、創業による地域活性化を担う人材の発掘・誘致を目的に、定住施策の一環として平成 22 年より「江津市ビジネスプランコンテスト(通称:Go-con)」を開催している。NPO 法人、商工団体、金融機関、市でコンソーシアムを組み、コンテストの運営だけでなく、連携して創業を支援している。その結果、大賞受賞者に限らず、現在までに約 25 以上のプランが実践され、若年世代を中心に、地域資源を活かしたビジネスや地域課題に根ざしたビジネスを創業する動きが広がりつつある。

また、江津市版総合戦略ではまちづくりのスローガンとして『GO・GOTSU 山陰の「創造力特区」へ』を掲げ、「新たなことに挑戦する気質」や「生きる力」を養うことができる環境づくりを進め、「挑戦する人を応援する風土」を培うための取り組みを行っている。

【観光】

本市の観光入込み客数は、平成 30 年(2018 年)には約 21 万人で、平成 25 年の約 29 万人と比較し、27.5%の減少となっている。

主要観光地の一つである「温泉リゾート風の国」は、平成7年に旧桜江町の全出資により開館。第3セクターが指定管理者として管理を行ってきたが、赤字経営から脱却できず、第3セクターは解散することとなった。平成 31 年4月に民間譲渡し、グランピングやドッグランなど、民間の企画力とノウハウを活かした運営が始まっている。また、2020 年江津市ビジネスプランコンテストでは、農業従事者による同施設内で新たに体験型観光農園事業に取り組むプランが大賞を受賞。事業開始に向けて準備を始めており、本市の観光拠点とし

て再興が進められている。

(4) 規制の特例措置を講じる必要性

本市は、平地が少なく急峻かつ複雑な地形となっており、農業における大規模な産地形成が非常に難しい環境にある。また、農業の担い手不足による農地の遊休化に加え、高齢化により収穫が困難となった果樹の放置も問題となっている。そのため、限られた農地を活用し、多様な担い手が多様な一次生産物を作る環境や、高付加価値の農作物の生産、事業者が連携した6次産業化の取り組みが求められている。

このような課題をかかえる中、本市では、先述のビジネスプランコンテストにて大賞を受賞したクラフトビールメーカーが平成 27 年に創業した。当該メーカーは独自の醸造技術を用いて、規格外農産物や少量生産の農産物を活用し、安定経営が可能なクラフトビールの小規模醸造を行っており、その「石見(いわみ)式醸造法」を全国に広めつつある。そのメーカーが「温泉リゾート風の国」敷地内に移転し、新たな醸造をスタートしようとしている。メーカーや農業従事者、「温泉リゾート風の国」運営事業者の連携により、クラフトビール醸造だけでなく、地域の特産物を活かしたリキュール製造の機運が高まっている。

そのため、規制の特例を活用し小規模でのリキュール製造を可能とすることで、少量生産の農産物や放置果樹を活用した6次産業化の取り組みを進め、限られた農地の有効活用と農業所得の向上と地域経済の活性化を図る必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、農林水産業の魅力を向上させ、就農者の増加・農業所得の向上を目指し、官民一体となった6次産業化の取り組みを進めている。しかしながら、市内には二次産業を担う食品製造事業者が少なく、市外事業者との連携が必要となるケースが多く、その場合には、大ロットを求められ、規格外農産物や少量生産の農産物では対応できない状況である。

特例措置の活用により、地域特産物を活かしたリキュール製造が小規模な施設で可能となることで、本市のクラフトビールメーカーがこれまで培ったノウハウを活かしながら地域特産物を活用したリキュール製造への新規参入が可能となる。それにより、規格外農産物や少量生産の農産物が活用できるようになり、農産物の高付加価値化や放置果樹の活用が図られる。

本市の重点施策である6次産業化による地域全体の活性化が期待でき、また、まちづくりのスローガン『GO・GOTSU 山陰の「創造力特区」へ』の実現に寄与するものであることから、本特例措置を活用する意義は非常に大きいものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置を活用することにより、地域の特産物を使ったリキュール製造への参入が容易になり、規格外農産物や少量生産の農産物の活用が期待できる。6次産業化を進め、農業従事者の生産意欲を向上させることで、遊休農地や放置果樹の活用を図るとともに、

農業所得の向上を図ることを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1)農産物の高付加価値化、6次産業化

地域の特産物を活用したリキュールの製造を行うことで、農産物の高付加価値化が図られるとともに、すでに付加価値の高い有機農産物や健康食品の原料となる農産物なども活用することで、農産物の地域ブランド化、6次産業化がさらに加速する。

(2)創業、移住定住の促進

本市ビジネスプランコンテスト出場者による新規事業の展開と出場者・創業者同士が連携することで、『GO・GOTSU 山陰の「創造力特区」へ』を実現し、官民が一体となって創造的な動きを後押しし地域を盛り上げていく取り組みについて市内外に PR することによってその、新たな創業、移住定住の促進につながる。

(3)観光振興

既に実施されている地域農産物等を使用したクラフトビール醸造に加え、新たなターゲット層も見込めるリキュール製造を観光施設内で製造することにより、入込客数の増加が期待される。これまでのノウハウを活かし、市内の観光施設や飲食店、多様なコンテンツとコラボレーションしたリキュール製造を行うことで1施設にとどまらず、市内全域への観光波及効果が見込まれる。

【目標】

区分	2021 年度	2023 年度	2025 年度
特定酒類製造現場件数(延べ件数)	1件	1件	2件
リキュールの製造量	2kl	3kl	5kl

8 特定事業の名称

709(710、711)特産酒類の製造事業

(別紙)

1 特定事業の名称

709(710、711) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物(桑、はちみつ、ブルーベリー又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料としたリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

江津市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物(桑、はちみつ、ブルーベリー又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料としたリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るためにリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が地域の特産物として指定した農産物(桑、はちみつ、ブルーベリー又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)を原料としたリキュールを製造する場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことにより、本市の特産物を使用したリキュールの製造が小規模でも可能となり、地域の新しい特産品が創造され、また規格外や少量生産の特産物の活用が見込まれる。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒

税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。